HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西ドイツ民訴３２３条の訴えについて（１）
Author(s)	小山, 昇
Citation	北大法学論集, 24(1), 198-229
Issue Date	1973-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16147
Type	bulletin (article)
File Information	24(1)_p198-229.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

西ドイツ民訴三二三条の訴えについて（一）

小山　昇

目次

一　序
二　ライヒ責任法第七条
三　ライヒ責任法第七条制定の意義
四　ライヒ責任法第七条第二項にまつわる訴訟法上の諸問題（以上本号）
五　一九〇〇年以後――序説（以下次号）
六　一九〇〇年以後――判例

一　序

1　わが国では、不法行為により身体障害を蒙ったことに因る損害の賠償については、一時金賠償を請求するのが通例で、裁判所もまた一時金賠償を命ずるのが通例である。一時金賠償を命ずる判決をするということについては、判決確定後に、予想に反して、傷害の程度が軽症化したりあるいは重症化したりした場合に、判決を修正することを許すか否か、あるいは追加の別請求を（重症化の場合に）許すか否かという問題がある。(1)

（1）重症化に関しては、最判（三小）昭和四二・七・一八（民集二一巻六号一五五九頁）を、軽症化に関しては、最判（一小）昭和三七・五・二四（民集一六巻五号一一五七頁）を参照。

2　西ドイツでは、右のような場合には金銭定期金賠償が原則である（BGB八四三条）。金銭定期金賠償の場合でも、賠償金額または賠償期間が、予想に反して、結果的に過多になったりすることがありうる。この場合には、同様に、賠償を命じた判決の修正を許すかという問題が生ずる。西ドイツでは、この種の問題を解決することを目的とする制度がある。それは変更の訴えとよばれている（Abänderungsklage. ZPO三二三条）。

3　わが国では通例である身体障害の一時金賠償が西ドイツでは例外である（BGB八四三条三項）。一時金賠償につき存する右の問題が西ドイツにおいてはどのように処理されているかを知ることは興味のあることでありかつ参考になることである。それを調べるためには、西ドイツにおいて原則である定期金賠償につき存する右の問題をどのように解決しているかを調べることから始めるべきであろう。原則を論ずることのなかに例外についての配慮が含まれており、原則を度外視して例外を考えることはできないはずであるからである。

二　ライヒ責任法第七条

1　西ドイツ民訴三二三条の前身はライヒ責任法第七条第二項であるといわれる。そこでこの第七条第二項の意味範囲を調べることからはじめる。この作業に入る前に、法規の文言の変遷をまずたどっておこう。

2　一八七一年六月七日のライヒ責任法第七条の文言はつぎのとおりである。(1)

裁判所は、損害の額高（Höhe）につき、及びどんな種類のど

れほどの額高の担保を提供すべきかにつき、一切の状況（Umstände）を斟酌して、自由な裁量により判定すべきものとする。将来の生計または稼動収入を塡補する賠償としては、当事者双方が一時金賠償につき合意していないときは、通例として定期金を許容すべきものとする。

定期金を与えることまたは定期金の程度を左右した事情がその後に本質的に変更したときは、義務者はなんどきでも定期金の廃止または減額を請求することができる。同様に、定期金の確定、減額または廃止を決する基準であった事情が本質的に変更したときは、損害賠償請求を消滅時効期間内に主張している限りは、定期金の増額または再給付を請求することができる。

義務者の財産状態がその後に悪化したときは、権利者は後から担保の提供または担保の増額を請求することができる。

(一) Das Reichshaftpflichtgesetz betreffend die Verbindlichkeit zum Schadensersatz für die bei dem Betriebe von Eisenbahn, Bergwerken, Steinbrücken, Gräbereinen und Fabriken herbeigeführten Tödtungen und Körperverletzungen vom 7 Juni 1871.

§7 Das Gericht hat unter Würdigung aller Umstände über die Höhe des Schadens sowie darüber, ob, in welcher Art und in welcher Höhe Sicherheit zu bestellen ist nach freiem Ermessen zu erkennen. Als Ersatz für den zukünftigen Unterhalt oder Erwerb ist, wenn nicht beide Theile über die Abfindung in Kapital einverstanden sind, in der Regel eine Rente zuzubilligen.

Der Verpflichtete kann jederzeit die Aufhebung oder Minderung der Rente fordern, wenn diejenigen Verhältnisse, welche die Zuerkennung oder Höhe der Rente bedingt hatten, inzwischen wesentlich verändert sind. Ebenso kann der Verletzte, dafern er den Anspruch auf Schadenersatz innerhalb der Verjährungsfrist geltend gemacht hat, jederzeit die Erhöhung oder Wiedergewährung der Rente fordern, wenn die Verhältnisse, welche für die Feststellung, Minderung oder Aufhebung der Rente massgebend waren, wesentlich verändert sind.

Der Berechtigte kann auch nachträglich die Bestellung einer Sicherheit oder Erhöhung derselben fordern, wenn die Vermögensverhältnisse des Verpflichteten inzwischen sich verschlechtert haben.

3 右の第七条は一八九六年八月一八日の民法典施行法第四二条(1)により、つぎのような第七条(2)に変えられた。

被害者の稼働収入能力の喪失または減少を原因とする損害賠償もしくは被害者の生活必需の増大を原因とする損害賠償は、

第三条第二項に従い第三者に給付すべき損害賠償もこれと同じく、将来につき金銭定期金の支払により履行すべきものとする。

民法典第八四三条第二項ないし第四項の規定および民事訴訟法典第六四八条第六号の規定は〔前項の損害賠償に一筆者補註〕これを準用する。被害者に支払うべき金銭定期金のために民事訴訟法典第七四九条第三項につき、および第三者に支払うべき金銭定期金のために同法典第七四九条第一項第二号につきまた同じ。

〔第三項は省略する。右の民事訴訟法典第六四八条および第七四九条は、一八九八年五月一七日改正法律により、それぞれ第七〇八条および第八五〇条になった。そして今日に至っている。〕

（一） § 42 Das Gesetz, betreffend die Verbindlichkeit zum Schadenersatze fur die dem Betriebe von Eisenbahnen, Bergwerken u. s. w. herbeigeführten Tödtungen und Körperverletzungen, vom 7 Juni 1871 wird dahin geändert:

I An die Stelle des § 3 …

II Im § 5 werden die Worte: …

III An die Stelle der §§ 7,8,9, treten folgende Vorschriften: …

§ 7 …

§ 8 …

§ 9 …

(G. Planck, Bürger[liches Gesetzbuch Einführungsgesetz, Bd, VI. 3 Aufl. 1905, S. 137〜S.139)

（二） § 7 Der Schadenersatz wegen Aufhebung oder Minderung der Erwerbsfähigkeit und wegen Vermehrung der Bedürfnisse des Verletzten sowie der nach § 3 Abs. 2 einem Dritten zu gewährende Schadenersatz ist für die Zukunft durch Entrichtung einer Geldrente zu leisten.

Die Vorschriften des § 843 Abs. 2 bis 4 des Bürgerlichen Gesetzbuches und des § 648 Nr. 6 der Civilprozessordnung finden entsprechende Anwendung. Das Gleiche gilt für die dem Verletzten zu entrichtende Geldrente von der Vorschrift des § 749 Abs. 3 und für die dem Dritten zu entrichtende Geldrente von der Vorschrift des § 749 Abs. 1 Nr. 2 der Civilprozessordnung.

Ist bei der Verurteilung des Verpflichteten zur Entrichtung einer Geldrente nicht auf Sicherheitsleistung erkannt worden, so kann der Berechtigte gleichwohl Sicherheitsleistung verlangen, wenn die Vermögensverhältnisse des Verpflichteten sich erheblich verschlechtert haben: unter der gleichen Voraussetzung kann er eine Erhöhung der in dem Urtheile bestimmten Sicherheit verlangen.

4 すでに、一八七七年一月三〇日に民事訴訟法典が制定され

たが(一八七九年一〇月一日発効)ライヒ責任法第七条は当初のままであった。すなわち、これに代わる規定は民事訴訟法典のなかに織り込まれなかったのである。その後民法典施行法によりライヒ責任法第七条は上記のように変えられたが、それは民法典の制定と民事訴訟法典の改正を前提とするものであった。すなわち、一八九八年五月一七日民事訴訟法典改正法律の制定により第三二三条が新設されることを前提とするものであった。この改正法律と民法典はともに一九〇〇年一月一日に発効した(民法典施行法律第一条)。すなわち、このときから、民訴第三二三条がライヒ責任法の当初の第七条第二項に代わったのである。

5　一八九八年五月一七日改正の民事訴訟法典第三二三条の文言はつぎのとおりである。(1)

　将来において履行期の到来すべき反覆的給付を命ずる判決ありたる場合において、給付をなすべき責務ありとすることにとって、給付の額高または給付をなす期間を定めることにとって決定基準であった事情の本質的変更が生じたときは、いずれの当事者も訴えの方法でこれに相当する判決の変更を要求する権利を有する。

　訴えは、これを理由あらしめる原因が、訴の申立の拡張または異議の主張が遅くとも行なわれなければならなかった口頭弁論の後にはじめて生じ、かつ故障によってはもはや主張されることができなかった場合にのみ、許される。

　判決の変更は訴えの提起以後の時期のためにのみなすことが許される。

一九一九年八月一三日法律は右の三二三条に第四項を加えた。

〔第四項は省略する〕

(1)　§ 323 ZPO Tritt im Falle der Verurteilung zu künftig fällig werdenden wiederkehrenden Leistungen eine wesentliche Änderung derjenigen Verhältnisse ein, welche für die Verurteilung zur Entrichtung der Leistungen, für die Bestimmung der Höhe der Leistungen oder der Dauer ihrer Entrichtung massgebend waren, so ist jeder Teil berechtigt, im Wege der Klage eine entsprechende Abänderung des Urteils zu verlangen.

　Die Klage ist nur insoweit zulässig, als die Gründe, auf welche sie gestützt wird, erst nach dem Schlusse der mündlichen Verhandlung, in der eine Erweiterung der Klagantrags oder die Geltendmachung von Einwendungen spätestens hätte erfolgen müssen, entstanden sind und durch Einspruch nicht mehr geltend gemacht werden können.

Die Abänderung des Urteils darf nur für die Zeit nach Erhebung der Klage erfolgen.

その後、第一項の《welche》が《die》に、第二項の《welche》が《die》に、そして《Klagantrags》が《Klageantrages》に、第三項の文言が《Das Urteil darf nur für die Zeit nach Erhebung der Klage abgeändert werden.》に変えられて現在に至っている。

三　ライヒ責任法第七条制定の意義

1　ライヒ責任法の制定の理由はその立法理由（Georg Eger, Das Reichs "Haftpflicht" Gesetz, 2 Aufl. 1879（以下において、Eger, 1879と略称する）が引用するところによる）によればおおむねつぎのとおりである。[1]

普通法および普通法により制御されるラント法における一般原則は、故意または不注意（Nachlässigkeit）により生じた損害については直接の加害者のみが責に任ずるというのである。損害を惹起した者が第三者の代理（Vertreter）である場合には、委託が違法であることによりまたは委託が契約に反して実行されたことによって賠償義務を負う場合のほかは、受託者の選任につき見落し（Versehen）があったことが証明された場合にのみ責に任ずる。この委託者の責任をプロイセンのラント法はさらに制限し、授権を受けた者が惹起した損害につき、授権した者は、補充としてのみ（nur subsidiär）責任を負うべきものとした（Eger, 1879, S. XXXVI）。

しかし、これは、被害者の救済として十分ではなかった。理論も実務もローマ法を通じて獲得した諸規範をいっそう発育させんと努力したが、いまだに右の問題について一致した見解に到達していない。

（一）　この書物は、初版一八七六年で、一八七七年の民事訴訟法典の制定後、その発効（一八七九年一〇月一日）の前に、発効後も通用するものであるとして、書かれたものであり、その旨が、一八七九年五月付の第二版序文に書かれている。

2　ライヒ責任法第七条は第六条とともに損害賠償請求訴訟の手続面についてもある定めをしたものであり、その第二項が民事訴訟法第三二三条に発展的に解消したのである。

右第七条の立法理由はおおむねつぎのとおりである（Eger, 1879 XXXVによる）。

現在の法律の欠点は、訴訟の手続に関しては、要件事実の発見と損害の査定とにおいて、裁判官の衝量にあまりにも大きすぎる

制限が存することであり、実体権に関しては、賠償の訴えが通例無資力な直接の加害者にのみ向けられること、損害賠償請求の訴えをする権利者の範囲があまりにも限定されていること、賠償の程度が通例として不十分であり、被害者に一時的なまたは継続的な労働無能力がもたらす損失ないしは被害者の後に遺された者が扶養してくれる者を失ったことがもたらす損失に対しては十分な賠償がほとんどの場合に与えられていないこと、である。

3　損害賠償の問題が当時の法律のもとでは適正に処理されない分野について、当時の法律の欠陥を補塡する目的をもって、ライヒ責任法は、その第六条において、事実認定における自由心証を導入し（同条第一項）、その第七条において、損害の程度の査定において一切の事情を斟酌する自由裁量を認め（同条第一項前段）、将来の逸失利益の補塡としては別段の合意がないかぎり定期金賠償を通例たるべきものとして認めた（同条同項後段）。そして、定期金を認めることに伴なう問題として事情変更による変更の問題があり、この変更請求権を明文をもって認めたのである（同条第二項）。

（1）§6 des Gesetzes, betreffend die Verbindlichkeit zum Schadenersatz für die bei dem Betriebe von Eisenbahnen, Bergwerken usw. herbeigeführten Tötungen und Körperverletzungen, vom 7.6.1871.

Das Gericht hat über die Wahrheit der tatsächlichen Behauptungen unter Berücksichtigung des gesamten Inhalts der Verhandlungen nach freier Überzeugung zu entscheiden.

Die Vorschriften der Landesgesetze über den Beweis durch Eid, sowie über die Beweiskraft öffentlicher Urkunden und gerichtlicher Geständnisse bleiben unberührt.

Ob einer Partei über die Wahrheit oder Unwahrheit einer tatsächlichen Behauptung noch ein Eid aufzulegen, sowie ob und inwieweit über die Höhe des Schadens eine beantragte Beweisaufnahme anzuordnen oder Sachverständige mit ihrem Gutachten zu hören, bleibt dem Ermessen des Gerichts überlassen.

この第六条は、一八七七年一月三〇日の民事訴訟法典施行法律により、一八七九年一〇月一日に廃止となった。第六条第一項は一八七七年一月三〇日の民事訴訟法典第二五九条に、同第二項第三項は同法典第二六〇条に発展的に解消した。同二五九条は、一八九八年五月一七日の民事訴訟法典改正法律により第二八六条となり、今日の第二八六条に至っている。

第七条第一項前段は、一切の事情を斟酌する自由裁量を損害の存否の判断については認めていない。ところが、一八七七年

一月三〇日の民事訴訟法典はその第二六〇条で、損害の存否について一切の事情を斟酌して自由心証により判断することを認めた（同条第一項第一文）。この限度で右の第七条第一項前段は修正されたことになる（Eger 1879, S.509）。右の第二六〇条は一八九八年五月一七日の改正により第二八七条となり、その後若干の―本稿の目的とは関係のない―改正を経て今日の第二八七条になっている。

四　ライヒ責任法第七条第二項にまつわる訴訟法上の諸問題

1　右第二項の制定（一八七一年）の過程で論じられた諸問題

右第二項がライヒ議会において審議されたさいに論じられた問題を調べてみょう（Eger, 1879による）。

A　Windthorst 議員はつぎのように反対した。

裁判官の判決は不安定な動揺する法律関係をこの一回限りで確固のものにするという任務を有する。裁判の不安定性は裁判官の裁判が有するかかる意義と絶対に相容れない。もし、われわれが、判決を取消す可能性を無制限に許すならば、すなわち本法律によって認められた請求権が不安定で不確実であることを法律でもって恒常的にせんと欲するならば、裁判官の判決の右の意義と矛盾することになろう（Eger, 1879, S. 529）。

この反対論はすなわち、判決の変更請求は判決の res judicata とあい容れないというものである。この反対論に対し Miquel 議員は賛成論をつぎのように擁護した。

裁判官が定期金を認め長期についてこれを確定した場合は一時金を認めた場合とまったく異なる。定期金を認める場合は、裁判官は、初年度の定期金の定めが次年度以降には適しないと予見するときは、事情が変わってしまったことに応じてこれを修正することができるという状態におかれざるをえない。このことは、res judicata は無条件に確立し不可変更であるという定則から外れているかに見える。しかし、そう見えるにすぎない。というのは、もし前訴においてそれを役立てることができたならば別内容の判決がなされたことであろうような新事実が〔後にはじめて―筆者補註〕附加する場合にはすべて、res judicata は除去（beseitigen）または修正（modifizieren）されることができるからである（Eger, 1879, S. 529）。

〔res judicata が beseitigen されるといっていることは、後に、民訴三二三条の変更の訴えは前訴の既判効（Rechtskraft）を破る（durchbrechen）ものという通説・判例の理解の先駆であるということができる―筆者〕

減額請求のみならず増額請求の可能性をも認めることを提案したのは Eysoldt 議員である。ライヒ議会において、とくに増額に

関する討論としてつぎのようなものがあった。

Lasker議員は減額請求の可能性しか認めない立場からつぎのように述べた。

Eysoldt議員によれば、裁判官が第二の判決で定期金を減額または中止したときでも、権利者がその後定期金を増額すべきか否かにつき第三回目としてまた裁判官に訴えることを許すことになる。かくては事柄が決して終局に至らないので、委員会の多数がかかる結果に対して尻込みしたものと思われる。すべて人に義務づける場合には権利および義務の対立が〔満足により—筆者補註〕解消するところの時限をもつ必要性があり、そのために消滅時効というものがあるように、権利関係そのものが終局的に不動のもの（die Ruhe）にいかにして至るかを度外視してはならない。res jndicata の定則を破って新訴を許すならば、事件が静隠（die Ruhe）に至る時点は不定のままひきのばされるであろう。

これに対し Miquel 議員はつぎのように述べた。

もし人が、委員会が定立した原則を定立せんと欲し、定期金の変更をもたらす請求権を義務者に認めんと欲するならば、同じ状態を権利者に与えることを正義が要求する。変更を求める権利を双方に認めるかいずれにも認めないかのいずれかしかない。

右の対立の根底に res judicata の理解における対立が潜んでいるように思える。res judicata は当時種々様々に理解されていた。この理解における対立の多様さに、定期金判決の変更の許否の問題が、損害賠償定期金の性質が原因となって、いっそうの複雑さを加えたようである。そのため、この問題を res judicata にかかわる側面において追求してゆくことが、res judicata 自体の探求の道をも兼ねることになるということができる。

B　右に紹介した問題以外に論じられた問題は本稿の関心の的とは直接には関係しないので、簡単に取りあげるにとどめよう。すなわち、Windthorst 議員はつぎのような反対の根拠をあげたのであった（Eger, 1879, S. 530～532）。

①判決が事情の変更によりたやすく変更されることになるのは、民族の権利意識—〔権利は確固たるものという意識か—筆者〕—をそこなう。

②判決は変更されるかもしれないとなれば、関係人は和解または一時金を選択することにおいこまれることになる。

③判決を得た被害者は、事情が好転すれば減額の判決をされることになるから、勤勉と貯蓄による事情の好転を怠ることになるだろう。〔これらの反対理由に対しては、Eger, 1879 はその根拠のないことその的外れであることを指摘しているが、その

紹介は省略する)

2 ライヒ責任法第七条第二項に関する学説判例の一八八〇年頃までの状況

ライヒ責任法第七条第二項について、制定後約一〇年の間に、手続の面で法文上漠然としているところを判例・学説がどのように細目的に明確にして行ったかを調べて見ることにする。この間、一八七九年一〇月一日に民事訴訟法典が発効したが、前述のように、現在の第三二三条に相当する手続規定を創設しなかったのである。

A 後にも紹介するように、現行第三二三条の訴えについて、見解が岐れるひとつのポイントは、変更の訴えに基づく定期金給付判決の内容の変更は判決効(Rechtskraft)を破るものか否かである。したがって、第三二三条のような明文がない時代でも、確定判決後の増額または減額の請求が問題になるならば、それは判決効を論ずるさいに論ぜられるはずである。

ところが、ドイツ普通法またはドイツ普通民事訴訟法の文献につき筆者が参照しえた限りでは、判決効を論ずるところで右のような変更の問題を扱っていない。(1) 普通法時代の裁判例を調べるべきであろうが、筆者が置かれている状態は資料が容易に参照しうる状態ではない。おそらく直接の資料はないのではないかと推測する。もし存すれば教科書や論文のなかで引用され言及されるはずであるからである。

ライヒ責任法が制定された後の普通民事訴訟法の教科書にも、筆者が参照した限りでは、右のような変更の訴えは判決効を論ずるところではとりあげられていない。(2)

以上の状態は事情変更による判決の変更は普通法の問題ではないと考えられていたことを推測させる。(3) そこで、この問題はライヒ責任法上の損害賠償請求訴訟に固有の特別法上の問題として考えられたと推測することにしよう。

(一) たとえばつぎの文献である。

F. C. v. Savigny, System der heutigen Römischen Rechts, Bd. VI. 1847, S. 257~S. 513.

v. Linde, Ueber die Rechtskraft der Entscheidungsgründe, ACP, 33, 315, 1850.

Friedrich Pfeiffer, Beitrag zur Lehre von der Wirkung rechtskräftiger Urtheile, ACP 37, 93, 1854,

S B. Busch, Entscheidungsgründe sind nichts weiter als Interpretationsmittel und werden nie rechtskräftig ACP 45, 387, 1862.

Savignyは、判決効の時的限界について叙述しているが(ibid S. 378)、そして、時的限界はいわゆる変更の訴えと無関係で

はないが、Savigny が、定期金賠償判決の事情変更による変更をも含めていわゆる時的限界を述べているのではないことは、F. Endemann (Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts, Bd. I. 9 Aufl. 1903, S. 531 Anm. 17) が正当にも指摘している。

(2) たとえば、Achilles Renaud, Lehrbuch des Gemeinen deutschen Civilprocessrechts, 1873, S. 457～S. 477

現行第三二三条の規定の前に位置する規定たる第三二二条は判決効の及ぶ客観的範囲を定めたものである。この規定の位置の前後関係は、後に紹介するように、第三二三条の規定が第三二二条の原則を破る例外であるとの解釈の根拠とされている。第三二二条は、一八七七年の民訴法第二九三条がそのまま一八九六年の改正において第三二二条になったものである。しかし、一八七七年の民訴法は一八九六年の改正よりの第三二三条の前身をもってはいなかった。明文の規定としてもっていなかったばかりでなく、問題自体が民事訴訟法典の外に置かれていたようである。たとえば、E. S. Puchelt, Die Civilprozessordnung für das Deutsche Reich, 1877. における第二九三条の註解のなかで、定期金賠償判決の事情変更による変更は触れられていない。（一部請求の問題は取りあげられている）。

Karl Bolgiano, Handbuch des Reichs＝Civil＝Prozessrechts, 1879. は、普通民事訴訟と比べながらの叙述である。ここでも定期金賠償判決の事情変更による変更には触れられていない。しかし、女きょうだいが男きょうだいに対して扶養（Alimentation）を訴求し、普通法によれば男きょうだいは扶養の義務を負うが本件では扶養の必要（Dürftigkeit）を女きょうだいが主張しなかったという理由で、裁判官が被告を解放する、という例をあげ、理由の前段は誤りであるが〔理由には―筆者補註〕判決効が生じないから被告に控訴の必要がなく、理由の後段についても判決効はないから、女きょうだいがあらためて訴え貧困を主張しかつ証明するときは扶養を要求することができる、と述べて、判決理由には判決効が生じないことを説明している。このなかで、扶養請求棄却判決の後にあらたに扶養の必要の主張ができることを判決理由に判決効が生じないことを根拠にしていることは、注目しておくべきであろう（S. 366, 367）。

W. Endemann, Der deutsche Civilprozess, Bd. II, 1879 においても、その第二九三条の註釈において、定期金賠償判決の事情変更による変更には触れていない。

Friedrich Hellmann, Lehrbuch des deutschen Civilprozessrechts, 1886 も定期金賠償判決の事情変更による変更に触れていない。定期金支払請求を認容または棄却する判決が、定期金基本権（Rentenrecht）の存在または不存在を理由とするときでも、この理由たる判断については判決効（Rechtskraft）を生じない、と明言している。利息と元本債務（Kapitalschuld）の関係と同じく扱っている（S. 331～332）。

(3) Karl Adolf von Vangerow, Lehrbuch der Pandekten,

Bd, 1, 7 Aufl. 1876 は、一八六三年の第七版をそのまま続けており、ライヒ責任法の制度をとりこんだ叙述はその Rechtskräftiges Urteil の節のなかに見られない。また、第三巻の第七版の一八七六年版は、一八六八年の第七版のままで、その損害賠償を扱った叙述のところで、ライヒ責任法は触れられていない。

B　ライヒ責任法第七条第二項が規定する増減請求は判決が一時金を認めた場合にも適用されるか。否定されている(1)(Eger, 1879, S. 528)。

Eger（前掲）は否定説である。否定の根拠は、一時金賠償の性質（Natur）が事後の変更に親しまないということである。どんな性質であるかは説かれていない。しかし、定期金賠償の性質については、賠償義務自体の判断は終局的（definitiv）であり不可変更的であるが、定期金の額の判断は仮の過渡的なもの（interimistisch）で変更可能であると説明している。それは一時金賠償判決は終局的で損害賠償請求事件をその一回限りの賠償で落着させるという性質をもつという趣旨であろう。

(1)　一時金賠償(Kapitalabfindung)は、一定金額の一回の支払いをもって全部賠償することをいう（Eger, 1879, S. 523)。普通訴訟においては定額（Kapital）賠償が原則である。ライヒ責任法上の損害賠償においては、定額一時金か定期金かは裁判官の裁量的選択に委ねられる。ただ、第七条第一項は定期金が通例であることを指示している（後に紹介するように、定期金が通例である（in der Regel）ことが後に原則（grundsätzlich）であることに規制の性質が変えられた）。したがって、Eger（1879, S. 523）は、当事者の一方または双方が一時金賠償に反対しても一時金賠償判決を裁判官はなしうるし、定期金賠償に反対しても一時金賠償の合意がないかぎり—定期金賠償判決をなしうるという。ただし、第七条第一項は、当事者双方が一時金賠償に合意しているときは、裁判官は必らず一時金賠償の形を採用しなければならないことを定めた。Eger(前掲)はその反対解釈として、当事者双方が定期金賠償に合意しても、一時金賠償判決をなしうるという。〔もともと、一時金賠償が普通法の原則であるので、当事者双方の合意が存するときはこれに従うということか—筆者。裁判官がこれに従うことの根拠として、Frantz は当事者双方の訴訟上の契約の効力を考えるが（Eger, 1879, S. 522 からの孫引）、Eger（前掲）は、裁判官は原告の申立の種類と範囲を越えてまたはこれに反対に裁判することができないという一般原理に裁判官が従うのであるといっている。定期金を通例とするということから——相手方の同意があるときは——解放されるという考え方であると理解することができよう。〕

なお、ライヒ責任法第七条第一項の規定は、当事者の意思に反して一時金を判決する権利を裁判官から完全に取上げるもの

ではない、とする判決がある（それは、ROHG. 6. 11. 1877, JZ 1878, S. 273 といわれている）。

C　ライヒ責任法第七条第二項が規定する増減請求の方式はどうか。訴えによるか、たんなる申立で足りるか。裁判外の請求により直接になんらかの効果が生ずるものか。

すでにライヒ責任法制定以前に、最初の訴訟において、将来生じうべき減額権（Minderungsrecht）を判決において明示すべきか否かが、プロイセン法のもとで争われた。この問題は、ライヒ責任法のもとでの増減請求の方式の問題にかかわりをもち、かつ、最初の訴訟の判決の判決効の客観的範囲の問題ともかかわりをもつと考えられる。すなわち、将来生じうべき減額権の宣言が判決の主文の明示的内容であるべしとするならば、その後の減額権の行使は、前訴判決の判決効に抵触することはなく、前訴判決の領域内での問題の処理とすることができそうに見えるからである。

最初の賠償判決の内容は将来にわたり当事者を絶対的に拘束するものとは限らないという思想は、すでに、ライヒ責任法制定以前に存した。たとえば、つぎのようなものである。

プロイセン一般ラント法第一部第六章第一一九条（Preussische Allgemeine Landrecht, § 119, Titel 6. Theil I）はつぎのように規定していた。(1)

権利者が、傷害にもかかわらず、肉体的または精神的な力を使用して現実の稼働収入を得るに至ったときは、直ちに、第一一五条、一一六条、一一七条により給付すべき塡補につき減額を受けなければならない（muss abgerechnet werden）。

［この規定における塡補は、年金（Jahresrente）として支払われなければならず、総額（Pauschsumme）として支払われてはならない、と Förster-Eccius, PreuBisches Privatrecht, Bd. II. 7 Aufl. 1896 の五〇四頁の註二二が註釈している。またこの規定よりもライヒ責任法第七条の規定のほうが定期金の支払いを判決で命ぜられた者にとってどういう点でより有利かを RG 25. 11. 1895（JW 1896, 13）が述べている。］

また、ライヒ責任法第七条第二項の思想的先蹤としてフランス民法典第二〇九条第二一〇条を挙げるものがいる（W. Endemann, Der deutsche Civilprozess, Bd, II. 1879, Komm zur §843, Anm. 17 ; Petersen, Julius, Die Civilprozessordnung fü das Deutsche Reich, 4 Aufl. Bd. I. 1899. Komm. zur §323）。

フランス民法典第二〇九条の規定はつぎのとおりである。(2)

扶養料を与える者がその全部または一部を与えることができなくなった場合または扶養料を受ける者がその全部または一部を受ける必要がなくなった場合には、負担の解除または減額を

請求することができる。

右のプロイセン法の規定に関し、将来の減額を賠償義務者が賠償権利者に対して求めるべき減額権を、最初の賠償訴訟の認容判決の主文のなかで明言することを賠償義務者が求めることができるかが問題となった事件があった。ライヒ上級商事裁判所（Reichs=Oberhandelsgericht）の判決はこれを否定した（Entscheidung v.14 Jan. 1873, Entsch. Bd, 8, S. 370～）。

鉄道の仕事中に手足を切断する事故に遭った従業員が、一八三八年一一月三日法律第二五条の規定により認められる、一切の損害の賠償を鉄道に対し請求した事件である。

判旨＝控訴裁判官が右の法律により被告が有する権利〔減額権＝筆者註〕を判決主文において明示的に宣言しなかったのは右第一一九条に違反し、法律に基礎をもつ権利をとくべつに判決の中で明示することを要しないという見解を有したことはAllgemeine Gerichts=Ordnung（AGO）の序章の第一条および res judicata の原則に衝突するものである、と抗告人は抗告する。

しかしながら、控訴裁判官は明瞭に、原告が後になってその生計手段を全部的にまたは部分的に現在と異なるしかたで得るに至るときは右第一一九条は減額の権利を与えるものであることを、認めている。右第一一九条は、将来の減額権を裁判官が確認すべきかは定めていないし、いかなる方式で確認すべきかも定めていない。よって控訴裁判官は右第一一九条に違反していない。

控訴裁判官はＡＧＯ第一条にも違反しない。けだしこの将来ありうべき減額（Abrechnung）を求める権利は争訟的（streitig）ではなく、したがって、裁断（Entscheidung）を要しない。争訟的であるのは、この権利の要件事実が現在具体的な場合に存在するか否かである。そしてその問題は、すでに裁判官が訴えの申立どおりに被告に給付を命ずることにより裁断したのである。減額権の構成要件事実がその後に生じたとしても、このことを斟酌することは現在存する裁判――一八七一年九月一日より死亡に至るまで原告に毎月一六 Thlr. 支払え――に抵触しない。その趣旨を言明した原審裁判官は res judicata の原則に違反していないのである。原審裁判官は、彼の判決に、将来の減額を締め出すほどの範囲に、判決効を与えたのではない。このことは判決理由から明らかである。

筆者註―ＡＧＯ第一条はつぎの文言である。

§1 Alle Streitigkeiten über Sachen und Rechte, welche einen Gegenstand des Privateigenthums ausmachen, müssen, wenn kein gültiges Uebereinkommen stattfindet, durch richterlichen Ausspruch entschieden werden.

（Striethorst Archiv, Bd. 97-98, S.129の判例の引用の孫引）。

右の判旨のなかで、判決効が将来の減額請求を妨げるものではないといっていることは注目に値しょう。

このようなプロイセン法に関する論争事情は、ライヒ責任法第七条第二項の増減請求の形式がどうあるべきかについて、つぎのような見解の対立がなぜあつたかを理解させてくれる。

Eger (1879, S. 535) によると、Frantzは、右の増減請求は、単純な訴訟上の申立の方式によりなされ、裁判官がこれに解決(Resolute)[3]を与えるというのが望ましい。なぜならば、そうすることにより同時に最初の判決効 (Rechtskraft) をよりよく守護するように思われるからである、と考えた。

これに対し、Egerは、右の増減請求は、新訴の方式によるほかはないという。すなわち、通常の訴えの要件をすべて具えた訴えの方法で変更請求 (Abänderungsanspruch) を提起し、裁判官はこれを通常の訴訟手続で審理裁判すべきものとする。その理由は、請求が実体法上新請求であるということと、争いある権利は判決によって裁判されるという一般の法定則 (allgemeine Rechtsregel) に反することは明文の規定なくしては理由がないということである。

さて、変更請求を手続上主張する形式が訴えであるということになると、変更の訴えは前訴の判決効を破る例外として認められたのかそれともこれに抵触しないと考えられたのか、という問題が生ずる。[4]

(1) Sobald der Berechtigte, der Verletzung ungeachtet, durch Anwendung seiner körperlichen oder Geisteskräfte zu einem wirklichen Einwerbe gelangt, so muß derselbe auf die nach §115. 116. 117 zu leistende Entschädigung abgerechnet werden. (Eger, 1879, S. 528 の引用の孫引)。

(2) Code civil. Livre Premier Des personnes, Titre V Du mariage, Chapitre V Des obligations qui naissent du mariage (§ 203—§ 211)

Art. 209 Lorsque celui qui fournit ou celui qui reçoit des aliments est replacé dans un état tel, que l'un ne puisse plus en donner, ou que l'autre n'en ait plus besoin en tout ou en partie, la décharge ou réduction peut en être demandée.

Art. 210 Si la personne qui doit fournir des aliments justifie qu'elle ne peut payer la pension alimentaire, le tribunal pourra, en connaissance de cause, ordonner qu'elle recevera dans sa demeure, qu'elle nourrira et entretiendra celui auquel elle devra des aliments.

ライン地方やバーデン地方は当時フランス民法典を現行法としていた。

（3）Resoluteverfahren というのは非訟事件に似たようなものと想像するが、その本体を明瞭にするほどには筆者の調査が進んでいない。

（4）変更請求の方法は訴えたるべきことはその後の判例により確立した（ROHG 12.11.1878, Bd. 24,366;ROHG21.6.1879,Bd. 25.219; RG23.12.1879, RGZ 1,66;RG 6.4.1880, RGZ 1,315）。

D　ライヒ責任法第七条第一項の規定による定期金賠償判決の既判効についてはどういうことが考えられていたのであろうか。まず、定期金賠償を通例とすることをライヒ議会において論議したさいに、既判効についてなにか語られたかを調べてみょう。

（イ）Eger, 1879（S. 523～527）が、定期金賠償を通例とすることの可否についてのライヒ議会での討論を紹介している。

Umruh議員は一般討論において述べた。《ある労働者が傷害を蒙り一時金でもって全部賠償された場合、諸君は、その者が生涯労働不能であるとかまたは生涯にわたり労働能力の半分を喪失したとかをあらかじめ定めることは医師にとって不可能であるということに思いを至さなければならないと私はいいたい。その者が今一時金により全部賠償され、何か月か後に再び労働できるならば、彼は彼に欠けていないもの、彼が失なわなかったものについて補償されたのである。》〔これは定期金賠償賛成論である―筆者註〕。

Schwarze議員も一般討論で同旨のことを述べた。おおむねつぎのとおりである。

責任（Haftpflicht）の範囲は、時が経って傷害が重症化したときには拡大しうるものであり、被害者がなんらかの方法で他の産業部門で働けるようになったとか、あるいは損害を将来にわたりより小さくするような結果が生じたときには縮少しうるものである。わが民法においても類似のケースがあり、それについての実務例は、補償が定期金で与えられることが受ける者にとっても与える者にとっても常に最善でもっとも正当であった、ということを証明している。

Miquel議員は第二読会において定期金賠償を通例（Regel）とすることに賛成してつぎのように述べた。

継続的な毎年繰返して将来になってはじめて明白に認識しうるようになる損害が問題である場合には、裁判官は、一時金による全部賠償を判決しょうとするならば、かならず最大の困難の極みに陥り、多くの鑑定人に関与させたときは恣意的な把え方をしてしまう。

しかし、反対がなかったわけではない。Russel議員は、政府提案草案に賛成し、裁判官が定期金と一時金を自由に選択でき

るとすることをよしとして、定期金を通例とすることを法律で指令することに原理的に反対して、つぎのように述べた。

個々のケースにおいて被害者に正当な賠償を得させんと欲することにおいてわれわれはすべて一致している。しかし、われわれはこのことを、裁判官が個々の事情を評量してそれに従って賠償額の程度を定めることができるように可能なかぎり自由にする場合にのみ、なしとげることができる。Miquel 議員は、定期金を認めることがより正当であるというが、一時金を定めることのほうがはるかにより合目的である場合が非常に多く存在しうる。たとえば、鉄道事故で肺に重い傷を蒙った者が僅かの年数しか生きることができないことが予見されるときには、定期金を認めることは正しい賠償でないことはたしかである。

Bähr 議員は、Russel 議員の見解に反対して、こう述べた。

定期金を通例とすることは正義の切なる要求である。裁判官は事実状態を恣意的に扱うべきではない。賠償の認容を人間の現実の生存期間に直結することができるためには、それをもとにとする定期金を認めるべきで、常に極めて不確かな推測上の生存期間をもととして一時金を認めるべきではない。Russel 議員が挙げた例においても生存期間のためにのみ賠償を与えるのが法律の意図するところである。もし、一時金によるべきならば、人は不幸によってより大きな利益を与えられることになろう。人が即死した場合には、それは確かにもっとも悲しむべきことであるが、彼はそれによりなにものをも手に入れないのである。

右に紹介したような討論を経て、ライヒ議会は定期金を通例とする旨の明文化を議決した。すなわち、逐次的にのみ現在化する損害のために逐次的な塡補をするという損害と塡補の密着性を通例としたのである。右の討論を煩をいとわず紹介したのは、損害の継続的な性質が意識され、これが論争の根本原因をなしていることを確認するためである。しかし、同時に問題を一時金にすべきか定期金にすべきかという形で考えるときには、判決の既判効(Rechtskraft)がそれによってどうちがうかということは討論されなかったことも確認された。判決効の問題は、増減額請求を認めるか否かの問題との関連でのみ考えられたと見ることができる。しかも、増減額請求は定期金についてのみ考えられたのである。では、一八八〇年頃には、定期金賠償判決の判決効の客観的範囲と変更請求の訴えとの関係はどのように考えられていたか。

(ロ)　まず Eger, 1879 を見よう。彼はつぎのように述べている(S. 530)。

判決効はひとつの認識を前提とし、この認識の根底には当事者間の係争法律関係の基礎として法的なそれだけでなく事実的なそれが横たわっている〔ここで、彼は、Förster, Theorie und Praxis des PreuBischen Privatrechts, I. S. 256ff. Streithorst's Archiv Bd. 11. S. 377[1] を引用している—筆者〕。裁判官は資

料に基づき一切を尽した有責判断〔給付を命ずる判決—筆者〕をするが、その資料は法的な面でのみ裁判官に与えられている。したがって、裁判官の判決（＝認識）は権利ないしは義務の存在（causa）に関してのみ不可変（unabänderlich）でありうるのである。事実資料の十分な知得は裁判官には不可能である。権利の範囲を基礎づける事実の状態は恒定的なものではなく変更するものであるからである。かくして、権利の範囲は判決において不可変のものとして確定することはできないのである。裁判官は将来の損失の代償として給付を前以て定めるのであるが、彼は、稼働収入無能力または生計喪失の現在の状態に将来も一致するすなわち事実的基礎は同一であると推定することができるにすぎないのである。元来は時間的に限界づけされない請求権が、等しい事実的基礎に基づく部分についてだけ〔事実的基礎が等しいままで継続している限りでだけの意—筆者註〕判決されているのである。したがって、事情が本質的に変更すると、請求権の従前の部分に代わって（an Stelle des bisherigen Theils）別の部分が現われるのである。後者は前者と、権利根拠（Rechtsgrund＝権利の存在ということ）を共通にするが範囲はこれを共同にもたないのである。範囲については、したがって、res iudicata は問題にならない。認容された定期金の変更可能性のなかに res iudicata の原則違反を見出すことはできない。〔定期金の性質、継続的損害の性質にかんがみ、権利の存在と範囲を分別したことに注目しておこう。また、請求権の従前の部分が本質的事情変更により、別の部分にとって代わられるという発想に注目しておこう。AとBと範囲を異にしBがAにとって代わる（B－A＝X）というのは、Aの範囲がAの範囲のなかで減少する（A－X＝B）という発想と—Bを起点とするかAを起点とするかの点で—異なるからである。また、res judicata に反しないという点も注目しておこう。—筆者〕

Eger（1879）は、さらに減額請求を許すことに対して増額請求をも許すことにつき賛成し、その根拠を、一方にとって正当である（recht）ことは他方にとって相当である（billig）からといっている（S. 541. この根拠づけはすでにライヒ議会で Falk 政府委員が述べている）。

（一） Die Rechtskraft eines Urtheils setzt ein des Rechtsverhältniss, aus dem der eingeklagte Anspruch erwachsen ist, und seine thatsächliche und rechtliche Grundlage beurtheilendes Erkenntniss voraus.（Königlichen Ober＝Tribunal の Ⅲ Senat の一八五三年一二月九日の期日の事件）。

（八） 一八八〇年前後の普通民事訴訟法の概説書においてライヒ責任法上の定期金賠償判決の変更を論じたものが見当らないことはすでに述べたところであるが（前掲2A）、普通（私）法の概説書[1]についてもこれを論じたものは見当らない。

(1) G. Beseler, System des gemeinen deutschen Privatrechts, 4 Aufl. 1885 の第二編第三部債権法の第三章不法行為債権と損害賠償義務のⅢ（五三九頁）において、ライヒ責任法上の損害賠償が取り上げられているが、判決効には言及していない。E. F. v. Gerber, System des deutschen Privatrechts, 14 Aufl. 1882（初版は一八四八年らしい――初版の序文が一八四八年付である）は、一八八一年付の第一四版の序文で、新しい文献を考慮に入れて加筆したとあるが、ライヒ責任法に触れたところも、定期金賠償の判決効に触れたところも見当らない。

（二）一八八〇年頃までの判例(1)のなかで、ライヒ責任法上の定期金賠償判決の事情変更による変更と判決効の関係にかかわりのある事項について見解を示したものを拾いあげ、これを分析してみる。便宜上ここでは、一八七九年までの判例を取りあげる。すなわちライヒ裁判所（Reichsgericht）の判例は次節に譲る。

① ライヒ上級商事裁判所一八七七年九月五日決定（Bd.22, 324）――ライヒ責任法第七条に規定する定期金請求権は賠償の請求権であって扶養の請求権ではない。それは扶養請求権の性質及び法律上の優遇をいささかも有するものではない。

筆者註――定期金でも賠償と扶養は異なるということはCass Crim. 20 mars 1952（D. 1952. 342）も明言している。しかし、このフランス破棄院は賠償定期金については可変性（variabilité）を認めない。

② ライヒ上級商事裁判所一八七八年一一月一二日判決（Bd. 24,366）――一八七四年にライヒ鉄道のE・Lの総局は職務上の事故で死亡した機関士Dの未亡人に五〇〇フランの終身年金を支払うことを命ずる判決を受けた。未亡人は一八七五年四月七日にJと再婚した。総局は一八七七年五月二八日に訴えを起こし、年金の廃止（予備的に減額）と再婚の時以後に受領した年金の返還とを請求した。原審判決は、年金を一八七七年六月一日から二〇〇マルクに減額しその余の請求を棄却するものであった。総局は上告したが上告棄却。

判旨――定期金を認容する判決の判決効（Rechtskraft）を制限する例外規定はこの制限が法律の明瞭な意思をこえるようなことのないことを命ずる。法律は裁判官にあらゆる事情を斟酌して一時金を認めることを許しており、この場合には事態のその後の変更はこれに影響を及ぼさない。これに比べると、定期金の程度を定めた裁判が事態が本質的に変ったにもかかわらず効力を有しつづけること（Fortwirken）は、よりアブノーマルなこと法律の意思により矛盾することとは思われない。また、返還を認めることは権利者の法律的な地位を著しく不安定のものとする。

筆者註――一時金は変更（増減）を許さずという考え方を注目しておこう。Egger, 1879 も定期金支払義務者は既に支払っ

た定期金の返還請求権を有せず、定期金の廃止または減額を宣言する判決は遡及効を有しないといっている（五三五頁）。

③ ライヒ上級商事裁判所一八七九年六月二一日判決（Bd. 25, 219）――事実関係は記載されていないが、減額請求をした場合には、減額が認められるまでは、減額分を裁判所に供託すべきものか、それとも権利者に支払わねばならぬかが問題になったものと推測される――

判旨――ライヒ責任法第七条第一項の規定にもとづく定期金の支払いを命ずる判決の執行力は同条第二項により起こされたところの廃止または減額の請求とはかかわりをもたない。……義務者は裁判所が権利者に支払うことに異議を申立てる権利を有しない。〔つまり、減額請求をしても、前訴判決は執行され完全な満足を受けうるということであろう――筆者註。〕――事情の変更は前訴判決が確定した時（rechtskräftig になった時）以後にはじめて生じたものでなければならない。判決を言渡した時ではない。〔Eger の四三九頁を引用している―筆者註〕。――将来の嫁働収入能力の喪失または減少を賠償するものとしては通例は定期金が与えられるべきで、この場合には判決の終局的判決効は補償義務の存在または不存在の判断に限定すべきで、当事者は衡平および実体法の見地から第七条第二項の規定によって様々の見込ちがいから保護されるべきである。――判決の時に存しないのに誤って存したと認定された事情を存しないとあらためて主張することは事情変更の主張にあたらない。――前訴において主張すべくして主張しなかった事情を主張することは変更の主張にはあたらない。

筆者註――判旨は、定期金の額を定める裁判には判決効がないという趣旨に反対解釈されることができる点に注目しておこう。本判旨はEgerの四三九頁を引用しているが、初版の四三九頁のことであろうか。二版（一八七九年）では、五三九頁において、《その後》（ライヒ責任法七条二項の inzwischen）とは、定期金を定めた直近判決の判決効の日からその定期金の廃止または減額の申立の日に至るまでの間のことをいうといっており、Endemann が判決から変更申立までというのは正確でないと指摘している。ちなみに、Egerは五三五頁で、定期金の判決効ある廃止または減額の時にはじめて従前の判決が通用力（Geltung）を失なうといっている。

（1） Eger, 1879は、巻頭に、ライヒ上級商事裁判所のライヒ責任法に関する判決の一覧表を掲げている。そこに、一八七二年から、一八七九年二月までの判決二一六例をあげているが、そのなかで変更請求と前訴判決の res iudicata の関係に触れたものは、ライヒ上級商事裁判所の一八七三年一月一四日判決だけである。これはすでに紹介した（前掲2C）。しかしこれだけでは物足りない。そこで、Seuffert's Archiv〔第一巻（一八四七年）以下第六七巻（一九一二年）まで存する〕、Gruchot Beiträge〔第一年（一八五七年）から第五九年（一九一五年）まで存する〕、Entscheidungen des Reichs＝Oberhande-

lsgerichts,〔第一巻（一八七〇年）から第二五巻（一八八〇年）まで存する〕、Entscheidungen des Reichsgerichts in Civilsachen〔第一巻（一八八〇年）から存する〕、Juristische Wochenschrift〔第一年（一八七二年）から第六八年（一九三九年）まで存する〕をあさってみた。

3　ライヒ責任法第七条第二項に関する学説判例の一八九〇年前後の状況

A　ドイツ民事訴訟法の教科書註解書の類いで、ライヒ責任法第七条第二項の規定に言及しているものとしては、目下のところ Rintelen, Der Civilprozess, 1891 のみ(1)を発見することができたがそこでは、変更の訴えと前訴判決の res judicata との関係については、ライヒ責任法第七条の規定による定期金の変更については判決効の一般定則が適用されないといっている(2)。（S. 667, 668）。

（1）Planck, J. W Lehrbuch des Deutschen Civilprozessrechts, Bd. 1. 1887 も、Wilmowski=Levy, Civilprozessordnung, 1895 も、Seuffert, L., Kommentar zur Civilprozessordnung v. 30. 1. 1877, 7 Aufl. 1895 もライヒ責任法第七条第二項の規定に言及していない。

（2）ただし、Rintelen は、判決効を一事不再理効ととらえているようであり、各審級における判決が言渡により不可取消（判決をした裁判所がそのなした判決に拘束される）となる原則が、判決をした裁判所だけでなくドイツの全裁判所に一般的な意味をもつに至ったものと解しているようである。また、判決効の一般定則がどんなふうに適用されないかについて述べていない。

Es folgt aus dem Begriff der Rechtskraft, daß die einmal im geordneten Verfahren entschiedene Streitfrage nicht nochmals Gegenstand der gerichtlichen Entscheidung sein kann. Daher hat der für das Instanzverfahren gegebene Grundsatz, dass das Gericht an die von ihm gefällten und verkündeten Endurtheile gebunden ist, § 289, ganz allgemeine Bedeutung für die Urtheile Deutscher Gerichte überhapt（Rintelen, 1891, S. 667）

旧民訴二八九条の文言は現民訴三一八条の文言と同じで、現民訴三二二条第一項の文言は旧民訴二九三条一項の文言と同じである。

B　ドイツ普通法教科書は多く権利保護の方法として訴訟を取り上げ、そこで res judicata につき叙述をしているが、そこでライヒ責任法第七条第二項に言及したものを、目下のところ発見していない(1)。身体傷害による損害の賠償に関する叙述においても同様である(1)。

（1）たとえば、Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd. I. II. 1891 は、ライヒ責任法第七条第二項に言及していない。Heinrich Dernburg, Pandeekten, Bd. I, II, 4 Aufl. 1892 もまた同じ。

C　ライヒ責任法を直接の対象とする文献は手許になく参照の機会を得ていない。(1)

（1）Egerの著書も、一八九〇年前後の版を見る便宜を得ていない。東京大学にも存しない。しかし東京大学所蔵の一八九六年版（第四版）を見る機会があった。これを一八七九年版（第二版）と照合して見た。それにより判明したことは彼の考え方は変っていないことと、判例は事柄によってはかならずしも彼の考え方と一致していないこととであった。

D　そこで判例を調べて見る。

（イ）ここで、判例を素材としてなにを知りたいかを明らかにすべきであろう。まず第一に、一時金賠償判決を後に変更する判決をすることは許されるか。第二に、ライヒ責任法第七条の規定による定期金賠償のほかに、定期金賠償を一般の事件につき命ずることは許されるか。これの変更は許されるか。第三に、ライヒ責任法の規定による定期金賠償を命ずる判決の判決効（Rechtskraft）の客観的範囲はどうか。第四に、定期金賠償判決の判決効の標準時はいつか、またいつからの増額減額が判決により認められるか。第五に、定期金賠償判決の判決効の作用またはこれに基づく遮断効により遮断される主張はいかなる事情の主張か。第六に、損害賠償請求権の消滅時効と変更請求権の消滅時効との関係はどうか。第一の問題は本稿の窮極の目標である。第二は、一般法と特別法の関係を知りたいからである。第三から第六までは、一時金賠償と定期金賠償の相異がいちばん明らかに現象として現われるところであろうと考えられるからである。

（ロ）第一について――第一の問題に直接に答えた判例はみあたらない（後掲判例③参照）。

（ハ）第二について――興味ある判例を二件だけ発見した。（なお後掲判例④参照）。

ライヒ裁判所一八九二年七月七日判決（JW 1892, 378）

判旨――本件では、被告の帰責事由により原告が蒙った身体傷害を原因として普通法により原告に償うべき損害賠償なかんずく身体傷害の結果予想される労働収入の喪失の賠償の評価額が問題となっている。かかる賠償の額の評価は、民事訴訟法第二六〇条第一項にしたがい、裁判官の自由な裁量によりなさ

るべきものである。この裁量がなにかの点で法規範に関する錯誤――上告理由となるような――によって導かれるということは存在しない（裁量には違法はありえず不服の余地がないという趣旨であろう――筆者）。

ライヒ裁判所がⅣ．263／91事件において示した原則に原審は違反したと被告は主張するが、あの事件は普通法が適用されるべき事件ではなく、プロイセンラント法の領域に属し、一八七一年六月七日のライヒ責任法第三条第二項及び第七条一項がまず問題となる事件であった。

ライヒ裁判所一八九三年九月二九日判決（JW 1893, 489）

事件――事実関係は明らかにはされていないが、耳を痛めた損害につき定期金の支払いを命じた事件のようである。一審判決は、≪原告の稼働収入事情が好転しないかぎり≫という制限を付したが、原審上級ラント裁判所はこの制限を削除し、たんてきに、月々三〇マルクの終身の定期金の支払いを命じた。これが、裁判に理由を付せざるものなりとして上告された（ZPO五一三条第七号）。

判旨――本件はライヒ責任法第七条を≪直接に≫適用すべき事件ではなく、直接には民法典を適用すべきである。しかし、右第七条の減額請求の規定は事柄の性質上たんに責任法上の定期金だけでなくすべての損害賠償定期金について意味をもちはしないか、を探究すべきである。民法典としては Code civil（フランス民法典）第一三八二条以下が適用される。〔仏民一三八二条による損害の賠償として定期金の支払いを命ずることができる――筆者補註〕。右第一三八二条以下においては現実に蒙った損害の賠償のみが問題とされ被害者の利得（Bereicherung）を問題としてはいない。しかし、たとえば、耳の疾患が妨げにならない職業を得たとしたならば、耳の状態が改善されていなくても、月に三〇マルクを終身受けとることは被告のコストで利得をすることになろう。

筆者註――第一審裁判所が付した制限を削除したことは、原告が将来得をする可能性を認めることになる。これを不当利得として返還を求めうるかについては、否定的な判例がある。（2D（ニ）の判例①参照）そこで将来のことにつき、制限を付すべきであると本件判旨は考えたのであろう。これはフランスにおいては可能であるが、純粋のドイツではどういうものであろうか。この判決の当時においてすらも。JW の記載からは右判旨に紹介した以上にはなにもわからない。この時点以後の展開に注目しよう。

（ニ）第三について

① ライヒ裁判所一八八〇年一月二八日判決（Eger, 1912, S. 537）

判旨――≪この法律の規定の意味は、ライヒ責任法にもとづきなされる判決は責任義務それ自体に関しては判決効を有するが、定期金の額高に関してはそうではなく、後者は事情のその後の変更にもとづき別のもうひとつの判決によって別様に確定

されることができる、という意味である。定期金の額高に関しては、判決は一時のもの（Interimistikum）というレッテルをライヒ議会において正当にも貼られた。≫

いつからの減額または増額を認めるかについてはこれを求める訴の送達の時を基準とすべきである。それまでは前訴判決の判決効は存続する。事情の変更とともに実体的に減額の効果が生ずるのではない。判決効の制限は立法者の意図をこえて強めてはならない。減額の請求を被害者が知らない間に減額の効果が生じてはならない。（Eger, 1896, S. 498 の引用による。）

筆者註――Eger, 1912 (S. 559) は、訴の送達の時を標準とすることは判例においてコンスタントであるとして多くの判例を引用している。

② ライヒ裁判所一八八〇年六月九日判決（RGZ 2, 3）

事実――少年が労災傷害につき向う三ケ年間の補償定期金を判決により得た。少年は、三年の経過の後、定期金の継続を訴求した。被告工場は責任義務の時効による消滅を主張した。一審二審とも原告勝訴。被告の上告棄却。

判旨――ライヒ責任法第七条は補償定期金認容判決の判決効をある範囲において無くする（aufheben）ものである。しかしそれは、定期金により賠償さるべき損害の程度、消滅または再発を問題とする場合に限るのであって、傷害についての有責性（Haftbarkeit）についてではない。有責性は定期金判決により判決効をもって裁判されるものである。……

前訴において三ケ年の間についてのみ訴求したのは、原告の嫁働収入能力の減少が三年の後には止むかも知れないという前提に立ったからであり、この前提が現実とならず、今日、なお稼働収入能力が該事故の結果消滅ないしは減少していることを証明するならば、第七条の訴えは認容される。この場合は、Wiedergewährung（再度）でなくWeitergewährung（継続）であるけれども許される。

本訴では、すでに認容された定期金の額高及び存続期間についての別の裁判が求められているにとどまるから、消滅時効の抗弁は根拠がない。

③ ライヒ裁判所一八八六年一一月二五日判決（RGZ 17, 23 ; JW 1887, 13）

事実――前訴において、原告は医療費及び看護費の賠償と、稼働収入無能力に至った損害についての過去一一週間分の定期金賠償とを認容されたが、将来の分の定期金請求は棄却された。それは上記一一週間の経過後原告は完全に原状に復したことが証明されたと認定されたからであった。本訴において、原告は依然として全面的に稼働収入無能力であると主張して再給付を訴求した。

判旨――前訴判決は一時金（Kapital）を与えたのではなく定期金を与えた。過去の分につき定期金を認め、将来の分については、たんに判決当時の原告の身体の状態をもとにして、これを否定したのである。ライヒ責任法第七条第二項は、かかる身体

の状態に後になって重大な変更が生じたかぎり、これを裁判官がもういちど判断することを許すものである。労働能力あるに至ったという理由で将来の稼働収入の賠償としての定期金を全面的に否定する判決があっても、その後労働無能力になれば、この判決は無いものとされる。このいみで判決は最終通用力ある（endgültig）判決ではない。よって原告に対して既判事項の抗井は成立しない。

増額または減額が認められるのは送達の時以降の分についてである（RG 28. 1. 1880；8. 11. 1881；15. 4. 1882 の先例あり）。再給付の場合も同様である。その理由は、訴の送達の日までは前訴判決が確定した状態が存続し、かかる状態を否定することは第七条第二項により与えられた権利を行使したときにはじめてできるようになる（相手方は送達の時にはじめて知る）からである。第七条は判決効の原則を例外規定により制限したものであるから、例外規定を拡張解釈してはならない。事情が変更した時にすでに定期金義務が影響を受けているとする明文の規定は存しない。むしろ、前訴判決の判決効はその廃止がまだ申立てられない間は存続しなければならない。

④　ライヒ裁判所一八八八年二月二八日（RGZ 20. 122）

事実――視力の減退の損害の定期金賠償判決を得ていた原告がその後解雇されたのでこれを重大な事情変更なりとして追増請求の訴を起こした。原告は、従前の請求は一部請求で、本訴は残額請求であるという主張と、ライヒ責任法第七条第二項による変更請求であるという主張をした。前訴判決の言渡は一八八四年七月一四日で、解雇は一八八四年六月一一日であった。前訴において、原告は将来のための留保をすることを求めたが第一審裁判所は無用のこととしてこれを却下した。解雇については、控訴審は、前訴判決確定前のことであるという理由で却下した。視力の減退は悪化していないと認定された。

判旨――原告は、本訴を民法典一三八二条（Code civil のこと――筆者註）の賠償請求というが、それならば、民法典第一三五一条（既判事項の権威の規定――筆者註）の一切の要件が存在し該判決は上訴により取消されていないから、民訴法二九三条により、当時の損害賠償請求権は認容された金額の金によって完全にカバーされたことが判決効をもって確定している。よって、本訴を損害塡補の継続であるという主張は判決効の効力に関する原則に反する。

視力の減退の程度については本質的な変更はない。

事情の変更は《その後に》（inzwischen）起ったものにかぎるが、《その後に》とは、前訴判決の確定の時ではなく、前訴判決の言渡の時でもない。それは前訴において裁判官が定期金の算定の基礎に置いた時である。訴提起の時にすでに存在し訴において主張することができたはずの事情は、その時に主張するのが訴訟上の義務で、これを定期金の後発的増額請求のために主張することはできない。そして、訴訟係属中に本質的な事情変更が生じたときは、民訴法二四〇条により訴の拡張の可能

性がある。しかし、訴の拡張は訴訟上の義務でない。訴の拡張は訴訟の遅延をもたらすことがありこれを避けることは重大な利益である。だから訴の拡張をしないことは、事情変更の主張をしないこととみなしてはならないし、請求権の喪失をもたらすような訴訟上の失策ではない。

よって原判決を破棄し、解雇が本質的な変更であるかどうかを審理するために事件を差戻す。

筆者註――この判例の先例は、ライヒ裁判所一八八〇年五月三〇日判決で、定期金請求権の増額を第二審において求めることを、フランス民訴法四六四条にもとずき許した。事件はライン地方の事件である。Eger, 1896 はこれに反対で、判決の確定前にはその判決に対する変更請求権を主張できないという（S. 512）。

⑤ ライヒ裁判所一八八八年五月八日（JW 1888, 248）

事実――前訴において定期金賠償請求が全面的に棄却されたが、事情の本質的変更ありとして変更の訴が起こされた。原審は変更の訴は適法であると判断した。

判旨――判決は、責任義務すなわち事故により蒙った財産損害の賠償をなすべき義務について判決効を有すべきものであるが、判決効の効果は定期金の額高及び存続期間に関してのみ一定の場合に無くされるべきものである。定期金を将来支払うべき被告の義務はおよそ（überhaupt）存在しないと判断されて訴が棄却されたときは、かかる裁判所の宣言が判決効を有し、被害者は訴申立の棄却の誘因たる事情のその後の変更を理由にして新たに定期金認容を求める訴を起こすことは、その後に消滅時効期間が経過したときは、できない。これをできると立法することは可能であるが、立法者はそれをしていない。

本件は、ライヒ裁判所一八八六年一一月二五日判決の事件とは異なる。右の事件では、いったん定期金が認容され、それ以上の定期金がその当時の事情により否定されたのである。

（ホ） 第四について――前掲の判例①及び④のほかには、つぎに掲げる判例を発見した。

ライヒ裁判所一八八〇年五月三〇日（Eger, Eisenbahn＝und verkehrsrechtliche Entscheidungen und Abhandlungen usw.）

この判例を掲載する文献を手許において見ることができない。前掲判例④の筆者註参照。

⑥ ライヒ裁判所一八八一年一〇月一日判決（RGZ 5, 98）

事実――一八七六年九月二七日の判決で、鉄道は被害者に月七五マルクの定期金を支払うべく命ぜられた。被害者は片脚を切断し継続的に労働不能となったのである。定期金の額の算定には、被害者が当時 Kanzleigehilfe である身分にあったことが基礎とされ、当時従事していた Lohnschreiber という仕事の種類は考慮に入れられていなかった。

鉄道は、本訴において、被害者の足の傷痕形成はうまく行って、Lohnschreiberei によりすくなくとも月三八マルクは稼げるはずであるという理由で、月三七マルクに減額すべきことを求

めた。被害者は、Lohnschreiberei云々は前訴において主張すべかりしことで本訴では主張できないと争った。原審はこの抗弁を却下したが、これを不服とする上告を本判決は理由ありとした。

判旨――第七条第二項の《その後に》とは、定期金の認容(Zuerkennung)の時以後をいう。

ライヒ責任法による補償を請求された者は、請求権そのものに対して、及び要求された補償の額に対して主張すべき抗弁を一般原則に従い、その補償訴訟において提出すべきであり、そうしないときはそれは排除される。第七条第二項は、当該事実が補償の訴訟の時にすでに存在していた場合には、右の一般原則の例外をなすものではなく、後になって本質的な変更が生じた場合にのみかかわるものである。

(へ) 第五について――前掲判例④及び⑥のほかの判例を列挙する。

⑦ ライヒ裁判所一八八〇年一月九日判決

Eger, 1896 (S. 503) 及び Eger, 1912 (S. 542) によれば、この判決は、変更した事情とは、定期金の確定がなされた時には事柄の通例の進行上そうなるだろうとはまだ予測がつかなかった事情をいう、といっている。そして、Egerは、参照判例として、その後の RGZ 7, 51; 16, 83; 20, 92 を引用する。第一のものは後掲⑧、第二のものは後掲⑪。

⑧ ライヒ裁判所一八二八年五月二六日判決 (RGZ 7,50)

問題点――原審は、死亡被害者の子に定期金を与える判決をするにあたり、期間を一定せず、稼働収入能力を得るに至るまでとし、いつそれに至ったかの判断を後訴の裁判官に委ねた。

判旨――原審は誤っている。第七条第二項が、定期金認容の場合に、裁判の判決効を例外的に制限して同項の定める要件の存する場合にその変更をなしうることを定めるとき、それは定期金の確定においては判決の時に見込まれかつ評価されうる一切の事情が考慮されるということを前提としており、見込まれることは通例のこと (das Regelmäßige) として見込まれることをいい、例外のことについてのみ第七条により爾後の規制が留保されているのである。

筆者註――Eger, 1896 (S. 509) は、この判決について、子供は経験上一定年齢に達すると稼働収入能力を取得するに至ることは通例のこととして当初から見込まれるものであると、述べている。

⑨ ライヒ裁判所一八八二年一〇月一四日判決 (Gruchot,28 732)

事実――機関車運転士が労災事故で左の下脚を損傷した。彼は使用者に損害賠償を訴求した。賠償額の算定において、機関車運転士としての収入の喪失が考慮された。定期金を給する期間について、被告は機関車運転士の職務期間は最長二〇年で、原告は一八九五年六月一日(同じ頁の別の箇所では一八九三年と印刷されている――筆者)までの間しか定期金を認められな

いと主張した。原審は、医師の鑑定によれば原告の状態は両三年のうちに好転できるということだが、定期金の存続期間は原告の現在の状態の存続期間に依存するから、定期金の存続期間を現在すでに定めておくということは考えず、一八七一年六月七日のライヒ法律の第七条にかんがみ、現在のところ、事故がなかったら原告がどのくらい長く勤務可能でありつづけたと予想されるかについて判断をする必要はないとして、期間を定めない――つまり終身の――定期金を認めた。被告は上告した。

判旨――破棄差戻

被害者の従前の稼働収入を基礎として損害を計算する場合には、事故がなかったならば収入を得たであろうと予想される期間についてのみ計算すべきである。

機関車運転士の勤務を原告がこの勤務に伴う消耗のゆえに一定の年月しか果しえないだろうと考えることが正しいときは、被告は右の年月の間しか賠償義務を負わず、その後に定期金の算定の基礎であった事情に変更が生じないときでも、なかんずく、原告の力が現実の活動において予想とちがって落ちなかったときでも、被告が一八七一年六月七日法律第七条第二項の規定に訴えることができないならば、同様である。

⑩　ライヒ裁判所一八八五年一〇月二三日（JW 1886, 18）

事実――判例集からは事実をつかむことができない。察するに、前訴において一八八一年一〇月一日から一八八三年一月一日までの医療及び看護の費用の賠償を得たらしい。そして本訴においてその後の医療及び看護の費用の定期金による賠償を求めたようである。

判旨――後から生じた医療及び看護の費用の賠償をライヒ責任法にもとづき年金の形で認めることは可能である。（RGZ 5, 2参照）。しかし、それは、症状がある一定の安定した同じ形態のものであることを前提とする。そうしないと、将来の費用の塡補はできるはずがない。本件では、原審は原告の病気の状態は一八八三年一月一日以降将来にわたり同じであると予測できるとしている。よって原審が将来にわたり年金を認容したことを誤りとはいえない。

一八八一年一〇月一日より一八八三年一月一日までという請求については、右と異なり、それ以後も症状が同じ形態であろうという状況は生じていなかったのである。よって、継続的な年金を定めることができなかったのである。右の期間に関しては、原告が訴訟係属中になした支出が問題なのであって、したがって、裁判官は、当該塡補の程度を定めるために、実際にどの程度支出がなされたか、その支出はどの程度理由あるものであったかを審理することを指示したのであった。

⑪　ライヒ裁判所一八八六年一一月八日判決（RGZ 16, 80）

事実――被告は要求された額での終身年金に反対してつぎのように主張した。一八三八年四月二三日に生まれた原告はその健康状態（身体構造）に鑑み五五才をもって勤務不能になるはずである、また、Rangiermeister（操車係長）たるものはその

職を経験則的には五五才の経過と共に退かなければならないはずである。と。この主張は証明された。しかし、原審はこれを顧みなかった。その理由は、原告が一定年月の後に当該事故に関係なく Rangiermeister の職務を果たしえなくなっているであろうと確定することは現在のところ不可能であり、もし右のようなことになればそのときは被告はライヒ責任法第七条第二項により定期金の減額をもたらすことができる、というのである。

判旨――裁判所は定期金を定める前にまず、事故がなかったならば被害者がどんな稼働収入を将来において得たであろうかを調べなければならない。この調査においては完全な正確さに至るべきものではなく、むしろ、被害当時の稼働収入状態を基礎として、事故なかりせば経験則上真実らしさをもっていかなる収入を予期することができるかを確定することで足りる。被害者は事故当時有した稼働収入を死亡まで保持したであろうと通例はみなすべきであるとしても、なお、稼働収入がまもなくなくなるまたは減ることが確かである、またはすくなくとも事柄の自然の成行きから確からしいと思わせる事情が年金を認める時に存することがありうる。かかる事情が、定期金を定める前に話題になるかぎり、とくに被告が十分な証拠を提出して持ち出すかぎり、訴訟裁判所によって裁判において顧慮さるべきであることは、第七条にてらし疑いの余地はない。第七条第二項は、定期金を認める時にはまだ見込むことも評価することもできなかった事情の出現を念頭に置いていることを原審は見逃している。

筆者註――定期金を定めるさいに見込みうる事情は主張されるべしということに関して Eger, 1896 は、先例として前掲⑥を、その後の判例として、RG 14.2.1887 (Eisenb. Ents, V.316) と RG 18.2.1892 (Eisenb. Ents. IX. 143) とを引用している (S. 504)。後者の判決は Eger, 1912 によれば一月である (S. 549)。どちらが誤植かを確める方法をいまのところ有しない。

⑫　ライヒ裁判所一八九〇年五月三一日判決(JW 1890, 237)

判旨――定期金の形で給すべき賠償を認めるときは、定期金は判決のなかで一定の額をもって定めなければならない。定期金の額を定めることを後の手続に委ねることは許されない。また、ひとたび定められた定期金の増額または減額を申立てることを当事者に留保することは許されない。以上のことは判決の判決効の本質 (Wesen) から結果し、一八七一年六月七日のライヒ責任法第七条におけるごとく、例外が法律によって許されている場合にのみ、例外が可能なのである。

⑬　ライヒ裁判所一八九二年一月一八日判決(JW 1892, 152)

判旨――第七条第二項は、定期金を認める時にまだ見込むことも評価することもされなかったような事情の出現を前提としている (RGZ 16, 83参照)〔前掲⑪―筆者〕。第七条第二項は、現在見込むことのできる事情を将来のための定期金の算定

において顧慮することを排斥するものではない（RG 14 Okt, 1882, Gruchot, 28, 732）〔前掲⑨—筆者〕。原告はある年齢に達すると稼働収入能力が無くなるか小さくなるという予備的な抗弁を被告が前訴において提出しなかったことは、被告の不利益をもたらさない。ただし、Schichtmeister の収入を確定する場合には、収入を減らすまたは無くするような事情を、それが Schichtmeister の職の状態そのものに内在しそれゆえにその職についての予想稼働収入の算定にとってそれがはじめから共に規定するものである（mitbestimmend sein）かぎり、考慮にいれる必要性が当然に原審裁判官にとって存したのであった。このことは、ライヒ裁判所一八八五年二月六日判決（Gruchot, 29. 724）と矛盾しない。

筆者註——RG 6. 2. 1885 の事件はこうである。原告は四四歳のときに労働不能者（Invalide）と宣せられるであろうと被告は主張した。被告のこの主張は四四歳に至るまでしか定期金（月二〇マルク）を認めないということになるのではなく、むしろ、期間を制限せずに定期金を認めるべきであるということになりうるものである、と原審は考えた。ライヒ裁判所はこれを正当とした。被告は、鉱山労働者は統計によれば平均四九歳で労働不能となるから、Engbrüstigkeit（呼吸困難）に悩む原告は四九歳で労働不能になっているだろうと主張した。原審は、原告は事故の結果蒙ったところの稼働収入能力の毀損と三分の二の減少がなくても、鉱山労働不能者としても月額二〇マルクを稼ぐことができただろうから、この毀損による損害を調整補償するのに右の額は必要である、と認定した。ライヒ裁判所は原審の認定に比べて被告の主張は原告に承認された定期金の制限を理由づけるに足りないとした。

⑭ ライヒ裁判所一八九三年一一月六日判決（JW 1893, 565）

定期金減額請求事件である。前訴判決後に被害者が稼働収入の能力と機会とを得たので原審は減額を認容した。それは前訴における定期金の決定のときに考えられていなかった稼働収入であった。被害者は、新雇傭関係はいつでも解消されうるものであるから、これを理由として減額すべきでないと争って上告した。この点については原審は、雇傭関係は全く一時的もの（ein ganz vorübergehendes）と見られるべきものではなく、将来にわたり継続することが予見されるものであると考えた。本判決はこれを是認し、将来にわたり継続する新たな稼働収入の機会を得たことを第七条第二項にいう事情の変更とみた原審は法律に違反しないとした。

⑮ ライヒ裁判所一八九四年六月一一日判決（JW 1894, 435）

判旨——ライヒ責任法は前訴判決の基準となった事情がその後本質的な変更を蒙ったことを変更請求の条件とし、すでに裁判を受けている、または裁判を受けることができたような新請求の提起を排斥する。裁判のときにすでに提出されて配慮されていた事情、あるいは考慮されることができたはずである事

情は新たな訴を理由づけるのには適しない（RGZ 22, 90；JW 1888, 170；JW 1889, 291）。

事案の一八七六年の Gehaltsregulativ（給与規定）の実情は、部分的に考慮されたが、全面的に評価されることができたはずの事情であると考えられる。一般的な俸給の改訂の場合（RGZ 22, 90）は本件とは別のことである。

⑯ ライヒ裁判所一八九八年一〇月二一日判決（JW 1898, 673）

事実――一八九二年四月一二日の判決で原告は毎日三・五〇マルクの定期金を得た。原告は増額請求をした。一八九四年一二月一三日の確定判決でこの請求は棄却された。原告は再び増額請求をした。

判旨――請求棄却の右確定判決があっても、定期金を定める基準となった事情に本質的変更があれば増額請求の訴は認容されうる。しかし、主張された事情（原告は労働能力があったという事情）は前訴においてすでに述べられ、前訴判決において考慮されたものである。

（ト）第六について――前掲判例②のほかつぎの判例がある。

⑰ ライヒ裁判所一八九一年一月三〇日判決（JW 1891, 151）

事実――一八八四年二月一六日に身体を傷害した原告が同年一〇月に訴を提起し、完全に労働無能力になったことによる一八八四年五月一七日までの損害の賠償として一一〇〇マルクを支払うことと、訴の提起のときまでの治療費四五四マルク五〇を支払うことを求めた。これが認容されたが、その後さらに追加の別請求の訴を起こしたのが本件のようである。

消滅時効期間内に責任義務自体の承認を求める訴の提起でもって、将来の個々の賠償請求権も消滅時効から守られるものかという問題、または確認の訴に対する判決によって責任義務自体が宣言された場合にそれによって責任法第八条に規定する消滅時効期間の適用がその後主張される個々の請求権に関して予め防がれるものかという問題は本件の場合には考慮に入らない。しかし、右のような場合を除いても、責任法に基づくなんらかの請求を消滅時効期間内に訴の方法により起こしたときは、それによって責任法に基づくすべての可能な請求のために時効消滅が予防されるといったふうな一般原則が責任法から曳き出さるべきでない。〔ある請求権についての訴の提起は他の請求権の消滅時効を中断しないとの意―筆者註〕。かかる一般原則はことに責任法第七条から導き出されることはできない。

第八条は責任法に基づき生ずる個々の請求権はいずれも消滅時効期間内に主張されなければならないとする。責任義務の確定を求める訴と同様である。

本件の棄却された請求に関しては、バーデンラント法によれば一八八四年一〇月の訴によっては時効の中断は生じない。バーデンラント法によれば、訴により訴の対象たる請求についてしか時効が中断されないところ、本件請求は一八八四年一〇月の訴の申立の中には含まれていなかった。

筆者註――ライヒ責任法第八条の第一文は、≪損害賠償の請求権は事故の日から二ヶ年で時効にかかる≫というのである。

（チ）　右に列挙した判例のいうところを整理するとつぎのようになる。ライヒ責任法による定期金賠償判決は責任義務の確認の点において判決効を有し（筆者は Rechtskraft は文字どおり法たる力と解するのがいちばんピッタリする感じがしている。）、定期金は額高及び存続期間については一時的な判決効を有するにとどまる（①②③⑤）。一時的判決効でも判決効であるから、基準時に存した事実をもって判決内容を争うことは遮断され（⑥⑮⑯）、将来の定期金の額を定める関係上予測の問題が生ずるが、基準時において安定した予測の可能な事情は算定の要素とすべきであって、これをしないことは違法であり、これを主張しないときは遮断され（⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭）、予測できない事情のみが変更の理由とされうる（⑦）。基準時は算定の要素とされたときで（④⑥）、控訴審にまで至ったときは控訴審で算定されるときである（④　ただし、控訴審では主張しなくても遮断されない）。一時的判決効は変更の訴がない限り存続し（⑨）、変更の訴が提起されたときは訴の送達のときまで存続する（①③）。したがって、前訴における定期金算定の時以後変更の訴の送達のときまでに事情変更が生じても訴の送達以後の時期についてしか増減されないことになろう。責任義務自体について時効が中断されない限り、個別的請求権の時効は中断されず、責任義務の存在が確定判決をもって確定されたときは個別的請求権も第八条の二ヶ年の消滅時効にかからない（②）。責任義務自体を否定する確定判決があったときは、第八条の規定する消滅時効期間内に限り事情変更があるときに新たに定期金賠償請求の訴を起こすことができる（⑤）。

（つづく）